

富士市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

1 目的

この制度は、富士市立図書館（以下「図書館」という。）が雑誌カバー等を広告媒体として活用して民間企業等から雑誌の提供を受けることにより、雑誌資料の充実を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 内容

- (1) 雑誌を購入して図書館に提供する法人又は団体（以下「雑誌スポンサー」という。）から提供された雑誌を図書館の雑誌コーナーに排架するに当たり、最新号の雑誌カバーの表面及び雑誌架に雑誌スポンサーの名称及び提供された旨を掲示し、また、雑誌カバーの裏面及び雑誌架に雑誌スポンサーが発信したい情報（以下「広告」という。）を掲示する。
- (2) 希望により、配布用の広告チラシを置く場所を提供する。
- (3) 雑誌スポンサー及び提供雑誌を図書館のウェブサイトにおいて公開する。

3 対象者

- (1) 企業、商店、団体等（個人は除く。）
- (2) 「富士市広告掲載に関する基準」3の各号に該当するものは、雑誌スポンサー制度の対象としない。雑誌の提供期間中に、これに該当するに至った場合も同様とする。

4 提供雑誌及び提供先図書館の選定

- (1) 雑誌スポンサーは、図書館と協議の上、提供する雑誌及び提供先図書館を別表から選定するものとする。
- (2) 提供する雑誌の範囲は、図書館があらかじめ選出したものとする。

5 広告等の規格

- (1) 広告の掲載基準は、「富士市広告掲載に関する指針」及び「富士市広告掲載に関する基準」のとおりとする。
- (2) 雑誌カバーの表面及び雑誌架に掲示する名称等の表示ラベルの規格は、次のとおりとし、図書館が作成する。

表示ラベルの大きさ	縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内
表示ラベルの色	地色は桃色、文字は黒
貼付位置	雑誌カバー表面の中央下部及び当該雑誌架の中央下部
- (3) 雑誌カバーの裏面の広告は、雑誌スポンサーの作成による片面広告で、当該雑誌の大きさ以下とする。雑誌架に掲示する広告の大きさはA5判横以下とする。なお、掲示した広告の内容は、3か月ごとに変更することができる。希望により、配布用の広告チラシを置く場合は、A4判以下1枚もの（両面印刷可）で1種類のみとする。
- (4) 雑誌の排架位置は、図書館が決定する。

6 雑誌の提供期間及び広告等の掲示期間

- (1) 雑誌の提供期間は、開始した月から1年間とする。
- (2) 広告等の掲示期間は、雑誌の提供期間と同様とする。

7 申込みの受付

雑誌スポンサーの申込みは、随時とする。

8 申込みの方法

- (1) 雑誌スポンサーの申込みを行う者は、富士市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式1）に必要事項を記入の上、掲示する広告（案）を添付し、富士市立中央図書館へ持参又は郵送で提出するものとする。
- (2) 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早いものを優先する。

9 雑誌スポンサー及び広告内容の審査

雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、1か月に1回、富士市立図書館雑誌スポンサー審査委員会（委員長：中央図書館長、委員：西図書館長、東図書館長、富士文庫館長、今泉分室長、田子浦分室長、大淵分室長及び富士川分室長）において審査する。

10 覚書の締結

審査の結果、申込みを受諾することとした場合は、雑誌スポンサーとの間で覚書を締結する。
なお、雑誌の納入方法等の詳細については、覚書に規定する。

11 事務局

雑誌スポンサー制度に関する事務局を富士市立中央図書館に置く。

12 施行期日

この要領は、平成24年6月1日から施行する。
この要領は、平成26年5月1日から施行する。